

一般社団法人日本心エコー図学会 功労賞 規約

第1条 目的

本学会において心血管疾患の診断および治療に関する研究の推進を図り、得られた成果の臨床的普及のため、長年にわたり本学会員の利益に対して貢献した者に対し、その寄与した功績を称え、表彰するものとする。

第2条 名称

この賞を、一般社団法人日本心エコー図学会員の利益への貢献に対する感謝を示す意味で「一般社団法人日本心エコー図学会功労賞」(Academic Contribution Award)と名付ける。

第3条 対象

- a. 国籍、学会員資格の有無を問わない。
- b. 心エコー図学の普及と検査技術の向上のため、本学会員の利益に対して貢献した者
- c. 候補者については年齢制限を設けない。

第4条 募集

- a. 代議員から推薦理由を付した候補者推薦を受ける。
- b. 年間受賞者数は特に定めず、当該者があれば選定する。

第5条 選考方法と基準

- a. 推薦された人の中から候補者リストを作り、顕彰委員会で選考する。
- b. 本委員会で指名された候補者を理事会で承認する。

第6条 表彰

本学会総会時に表彰楯を授与し、その貢献を讃える。

第7条 改廃

この規約の改廃は顕彰委員会の稟議を経て、理事会の承認を得なければならない。

平成 29 年 4 月 20 日改定